

「ホームページのリニューアル及び保守業務」一般競争入札(総合評価落札方式)

令和元年6月28日

No.	質問	回答
1	<p>調達仕様書にある「作業要員に求める資格」「入札参加資格」はすべて必須の条件でしょうか。 それとも評価項目の配点があるように、持ち合わせていない資格については加点はされないが参加は可能ということでしょうか。</p>	<p>入札説明資料Ⅲ調達仕様書にある5.2「作業要員に求める資格等の要件」及び8.1「入札参加資格」は、すべて必須の条件です。導入・保守事業者(受注者)は、これら資格をすべて満たす必要があり、満たせない場合には入札参加資格はありません。 入札説明資料Ⅳ技術提案書作成要領(様式)評価項目一覧の必須部分の配点基準においても、記載の資格要件を満たしていない場合は不合格としています。</p>
2	<p>代表者から代理人への委任については年間委任状で対応し、代理人から復代理人(入札者)への委任について、個別に委任状を提出する運用とさせていただきますことは可能でしょうか。</p>	<p>本件入札手続においては、指定した様式(入札説明書様式4)により代理人又は復代理人を選任していただいております。このため、ご質問の「運用」は受け付けておりません。</p>
3	<p>他業者との協同提案を考えておりますが、その体制での参加は可能でしょうか。 再委託というわけではなく役割の分担で、企画や貴基金との調整、サーバ等の設定などは弊社がデザインやサイト構築などは他業者が担当し、研修など双方で行うこともあると想定しています。 協業可能な場合、要件定義書の開示には、その業者からの秘密保持確認書の提出が必要でしょうか。</p>	<p>複数の事業者による共同提案を行う場合の要件については、入札説明資料Ⅲ調達仕様書8.1の(8)に示してあります。このうち、共同提案を構成する全ての事業者は、8.1の(1)から(6)の応札条件を満たす必要があり、8.1の(7)については、共同提案を行う事業者のうち、本件においてウェブサイトリニューアル業務を担当する事業者が要件を満たす必要があることに留意してください。 また、同一の競争参加資格確認申請書において、次の記載をし、共同提案を構成する事業者全ての全省庁統一資格における資格審査結果通知書の写しを添えてください。 ①共同提案である旨 ②共同提案を構成する事業者であって、共同提案の代表者である事業者にあつては、共同提案の代表者である旨を記載し、住所、商号又は名称、代表者氏名及び代表者印 ③共同提案を構成する事業者であつて、共同提案の代表者でない事業者にあつては、住所、商号又は名称及び代表者氏名 なお、秘密保持に関する確認書の提出は、共同提案者の連名でご提出されても、それぞれの業者から個別にご提出されても、どちらでも差し支えありません。</p>
4	<p>入札説明資料Ⅰ入札説明書において、4入札参加資格審査手続の(1)の②に(ウ)委任状(代理人を選出する場合。様式4)とあります。この「代理人を選出する場合」というのは、7月24日の開札に立ち会う者が代表者以外の者を選出する場合と理解すればよろしいですか。</p>	<p>法人代表者以外の者が入札書等の持参提出(7月19日午前10時00分まで)、技術提案会(7月23日)におけるプレゼン又は開札(7月24日)への立会いを行う場合、その法人代表者以外の者は、委任状(様式4)により委任された代理人又は復代理人である必要があります。</p>
5	<p>入札説明資料Ⅰ入札説明書において、4入札参加資格審査手続の(1)の②に(ウ)委任状(代理人を選出する場合。様式4)、7入札の日時及び場所の(4)に③委任状(代理人を選出する場合。様式4)とあります。7月10日の「競争参加資格確認申請書」等の提出時と、7月19日の「入札書」「技術提案書」等の提出時と両方の提出が必要でしょうか。</p>	<p>委任状(様式4)は、同一内容であれば、資格審査確認申請書等の提出又は入札書等の提出の両方の時点で提出する必要はありません。いずれかの提出時にご提出してください。</p>